

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>6.10.2 重大事故等時</p> <p>6.10.2.1 概要</p> <p>中央制御室には、重大事故等が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>中央制御室（重大事故等時）の概略系統図を第6.10.1図に示す。</p> <p>6.10.2.2 設計方針</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>重大事故等時において中央制御室の居住性を確保するための設備として以下の重大事故等対処設備（中央制御室空調装置による居住性の確保並びに中央制御室の照明による居住性の確保並びに中央制御室内の酸素及び二酸化炭素濃度の測定）を設ける。</p> <p>a. 中央制御室空調装置による居住性の確保</p> <p>重大事故等対処設備（中央制御室空調装置による居住性の確保）として、中央制御室遮へい並びに補助建屋換気空調設備のうち中央制御室空調装置の中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室非常用循環フィルタユニットを</p>	<p>6.10.2 重大事故等時</p> <p>6.10.2.1 概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員が中央制御室にとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>中央制御室（重大事故等時）の系統概要図を第6.10-1図から第6.10-4図に示す。</p> <p>6.10.2.2 設計方針</p> <p>(1) 中央制御室の居住性を確保するための設備</p> <p>重大事故等時において、中央制御室の居住性を確保するための設備として重大事故等対処設備（中央制御室換気系による居住性の確保、原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保、原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止、中央制御室待避室による居住性の確保、可搬型照明（SA）による居住性の確保並びに酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による居住性の確保）を設ける。</p> <p>a. 中央制御室換気系による居住性の確保</p> <p>重大事故等対処設備（中央制御室換気系による居住性の確保）として中央制御室遮蔽、中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン及び中央制御室換気系フィルタユニットを使用する。</p>	<p>■本条文に旧定義「設計基準拡張設備」はない。</p> <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行BWRの審査の過程において得られた技術的知見の反映 <p>■記載表現の相違（実質的な相違なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用語の統一「概略系統図⇒系統概要図」（以下、同じ）。 ・東二では、系統概要図を複数の図に分けて記載 <p>■記載表現の相違（実質的な相違なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的能力と手順の名称を整合 <p>■居住性確保のための設備の相違</p> <p>①既設空調の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東二は先行PWRと同様、既設の中央制御室換気系を使用する。 ・先行BWRでは、既設空調は使用せず、可搬型の空調設備を使用するため、設計方針が異なる。 <p>②待避室の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東二は先行BWRと同様、待避室を使用する。フィルタベント実施中に中央制御室の運転員は待避室に待避し、被ばくを低減する。 ・先行PWRには待避室がないことが異なる。 <p>③非常用ガス処理系の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員の被ばく低減のために東二は原子炉建屋ガス処理系を使用する。これは、先行BWRと同じ（SGTS）。 ・先行PWRは、中央制御室空調以外の換気設備を使用しない。 <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋ガス処理系について、東二の設備名称を記載（以下、同じ） ・先行BWRの審査の過程において得

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>使用する。また、代替電源設備として大容量空冷式発電機を使用する。</p> <p>重大事故等時において、中央制御室空調装置は、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環方式とし、運転員を過度の放射線被ばくから防護する設計とする。中央制御室遮へいは、重大事故等時に、中央制御室にとどまり必要な操作を行う運転員を過度の放射線被ばくから防護する設計とする。運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に全面マスクの着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備することで、中央制御室空調装置及び中央制御室遮へいの機能と併せて、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにすることにより、中央制御室の居住性を確保できる設計とする。</p> <p>外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン及び中央制御室循環ファンは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室遮へい（3号及び4号炉共用） 中央制御室非常用循環ファン（3号及び4号炉共用、既設） 中央制御室空調ファン（3号及び4号炉共用、既設） 中央制御室循環ファン（3号及び4号炉共用、既設） 中央制御室非常用循環フィルタユニット（3号及び4号炉共用、既設） 大容量空冷式発電機（10.2代替電源設備） <p>その他、設計基準事故対処設備である補助建屋換気空調設備のうち中央制御室空調装置の中央制御室空調ユニット及び非常用電源設備のディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>重大事故等時において、中央制御室換気系は、高性能粒子フィルタ及びチャコールフィルタを内蔵した中央制御室換気系フィルタユニット並びに中央制御室換気系フィルタ系ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室換気系フィルタユニットを通る閉回路循環方式とし、運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。</p> <p>中央制御室遮蔽は、重大事故等時において、中央制御室にとどまり必要な操作を行う運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。</p> <p>運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時における全面マスクの着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備し、中央制御室換気系、中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室の機能と併せて、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにすることで、中央制御室の居住性の確保が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室換気系は、外部との遮断が長期にわたり、室内の環境条件が悪化した場合には、外気を中央制御室換気系フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>中央制御室換気系空調和機ファン及び中央制御室換気系フィルタ系ファンは、非常用電源設備の非常用ディーゼル発電機に加えて、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置から給電が可能な設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室遮蔽 中央制御室換気系空調和機ファン 中央制御室換気系フィルタ系ファン 中央制御室換気系フィルタユニット 常設代替高圧電源装置（10.2代替電源設備） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備の非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>られた技術的知見から、原子炉建屋外側ブローアウトパネルを閉止するための設備としてブローアウトパネル閉止装置を追加</p> <p>■記載内容の相違（記載方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源に関しては後述しているため、削除（他条文と整合）（以下、同じ） <p>■記載箇所の相違（記載方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> 先行BWRでは全面マスク等の記載が追加されているが、先行PWRの記載に含まれているため、反映箇所なし <p>■設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <p>■記載表現の相違（実質的な相違なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> 用語の統一「放射線被ばく⇒被ばく」（以下、同じ） <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <p>[先行BWRとの相違]</p> <ul style="list-style-type: none"> 先行BWRでは、可搬型空調設備を重大事故等対処設備としており、設計方針が先行PWR及び東二と異なる。 <p>■記載内容の相違（記載方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> 東二では、空調和機の内部に空調和機ファンが設置されている構造であるため、先行PWRのように「中央制御室空調ユニット」を別に記載していない。 <p>■設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用電源設備の名称である「非常用ディーゼル発電機」を記載（以下、同じ）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
	<p>b. 原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保</p> <p>重大事故等対処設備（原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保）として原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機を使用する。</p> <p>重大事故等時において、炉心の著しい損傷が発生した場合に、非常用ガス再循環系排風機は、原子炉建屋原子炉棟内雰囲気を100％／5時間の割合で再循環する容量を持つ設計とする。非常用ガス処理系排風機は、原子炉建屋原子炉棟内雰囲気を100％／日の割合で換気する容量を持ち、原子炉建屋原子炉棟を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を含む気体を非常用ガス処理系排気筒から排気することで、中央制御室にとどまる運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機は、非常用電源設備の非常用ディーゼル発電機に加えて、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置から給電が可能な設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ガス処理系排風機 ・非常用ガス再循環系排風機 ・ブローアウトパネル閉止装置 ・常設代替高圧電源装置（10.2 代替電源設備） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備の非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>c. 原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止</p> <p>重大事故等対処設備（原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止）としてブローアウトパネル閉止装置を使用する。</p> <p>重大事故等時において、炉心の著しい損傷が発生し、原子炉建屋ガス処理系を起動する際に、原子炉建屋外側ブローアウトパネルを閉止する必要がある場合には、ブローアウトパネル閉止装置を電動で閉操作し、原子炉建屋外側ブローアウトパネル開放部を閉止することで、原子炉建屋原子炉棟の放射性物質の閉じ込め機能を維持し、中央制御室にとどまる運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。また、ブローアウトパネル閉止装置は、人力での閉操作も可能な設計とする。</p> <p>ブローアウトパネル閉止装置は、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置から給電が可能な設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブローアウトパネル閉止装置 ・常設代替高圧電源装置（10.2 代替電源設備） <p>その他、設計基準事故対処設備である原子炉建屋外側ブローアウトパネル、原子炉建屋原子炉棟及び非常用電源設備の非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東二では、運転員の被ばく低減に原子炉建屋ガス処理系に期待しているため、先行PWRに対して設備を追加 ・先行BWRの記載と整合させているが、設備の分類が異なる（先行BWRでは、非常用ガス処理系を「運転員の被ばくを低減するための設備」として別に分類 [先行BWRとの相違] ・東二は、非常用ガス処理系の前段に非常用ガス再循環系を有している。 ・東二の非常用ガス処理系は、主排気筒ではなく、非常用ガス処理系から原子炉建屋内のガスを排出 <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行BWRの審査の過程において得られた技術的知見から、原子炉建屋外側ブローアウトパネルを閉止するための設備としてブローアウトパネル閉止装置を追加 ・設計基準事故対処設備である原子炉建屋外側ブローアウトパネルを重大事故等対処設備として使用 ・先行BWRでは46条の設備としてブローアウトパネルが開放することを記載しているが、東二では59条の設備として中央制御室の居住性を確保するためにブローアウトパネル閉止装置を設置し、電動又は人力により原子炉建屋外側ブローアウトパネル開

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
	<p>る。</p> <p>d. 中央制御室待避室による居住性の確保</p> <p>重大事故等対処設備（中央制御室待避室による居住性の確保）として中央制御室待避室遮蔽，中央制御室待避室空気ポンベユニット（空気ポンベ），差圧計，衛星電話設備（可搬型）（待避室）及びデータ表示装置（待避室）を使用する。</p> <p>(a) 中央制御室待避室遮蔽，中央制御室待避室空気ポンベユニット（空気ポンベ），差圧計炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出される放射性雲通過時において，中央制御室待避室空気ポンベユニット（空気ポンベ）は，待避中の運転員の窒息を防止するのに十分な換気容量を確保するとともに，中央制御室待避室を正圧化することで，放射性物質の中央制御室待避室への流入を一定時間完全に防ぐことが可能な設計とする。中央制御室待避室遮蔽は，格納容器圧力逃がし装置作動時に，中央制御室にとどまる運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。</p> <p>中央制御室と中央制御室待避室との間で，差圧計により中央制御室待避室の正圧化に必要な差圧を確保できていることの把握が可能な設計とする。</p> <p>運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時における全面マスクの着用及び運転員の交代要員体制を考慮してその実施のための体制を整備し，中央制御室換気系及び中央制御室遮蔽の機能と併せて，運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにすることで，中央制御室待避室の居住性の確保が可能な設計とする。</p> <p>具体的な設備は，以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室待避室遮蔽 中央制御室待避室空気ポンベユニット（空気ポンベ） 差圧計 <p>(b) 衛星電話設備（可搬型）（待避室）</p> <p>重大事故等時において，衛星電話設備（可搬型）（待避室）は，中央制御室待避室に待避した運転員が緊急時対策所と通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（可搬型）（待避室）は，全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置から給電が可能な設計とする。</p> <p>具体的な設備は，以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備（可搬型）（待避室） 常設代替高圧電源装置（10.2 代替電源設備） <p>(c) データ表示装置（待避室）</p> <p>重大事故等時において，データ表示装置（待避室）は，中央制御室待避室に待避した運転員が，中央制御室待避室の外に出ることなく，原子炉施設の主要な計測装置を継続して</p>	<p>放部の閉止が可能なことを記載</p> <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住性確保のため待避室を新設 [先行BWRとの相違] 先行BWRでは「換気空調設備及び遮蔽設備」に含めているが，東二では「中央制御室待避室による居住性の確保」として別に分類 記載は，先行BWRの該当箇所と整合 <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <p>[先行BWRとの相違]</p> <ul style="list-style-type: none"> 差圧計は，先行BWRが可搬型設備であるのに対し，東二では常設設備として待避室内に設置 <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> 先行PWRにはない設備であり，記載は先行BWRと整合 [先行BWRとの相違] 東二は，「無線連絡設備」をSAとしていない。 東二は，非常用ディーゼル発電機から給電しない。 <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> 先行PWRにはない設備であり，記載は先行BWRと整合

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>b. 中央制御室の照明による居住性の確保</p> <p>重大事故等対処設備（中央制御室の照明による居住性の確保）として、可搬型照明（SA）を使用する。また、代替電源設備として大容量空冷式発電機を使用する。</p> <p>重大事故等時において、中央制御室の照明は、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。可搬型照明（SA）は、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型照明（SA）（3号及び4号炉共用） 大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>c. 中央制御室内の酸素及び二酸化炭素濃度の測定</p> <p>重大事故等対処設備（中央制御室内の酸素及び二酸化炭素濃度の測定）として、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を使用する。</p> <p>重大事故等時において、可搬型の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、中央制御室内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 酸素濃度計（3号及び4号炉共用） 二酸化炭素濃度計（3号及び4号炉共用） <p>(2) 汚染の持ち込みを防止するための設備</p> <p>a. 汚染の持ち込み防止</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設けるとともに、以下の重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）を設ける。</p>	<p>監視が可能な設計とする。</p> <p>データ表示装置（待避室）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置から給電が可能な設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> データ表示装置（待避室） 常設代替高圧電源装置（10.2 代替電源設備） <p>e. 可搬型照明（SA）による居住性の確保</p> <p>重大事故等対処設備（可搬型照明（SA）による居住性の確保）として可搬型照明（SA）を使用する。</p> <p>重大事故等時において、中央制御室及び中央制御室待避室の照明は、可搬型照明（SA）により確保が可能な設計とする。可搬型照明（SA）は、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置から給電が可能な設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型照明（SA） 常設代替高圧電源装置（10.2 代替電源設備） <p>f. 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による居住性の確保</p> <p>重大事故等対処設備（酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による居住性の確保）として酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を使用する。</p> <p>重大事故等時において、可搬型の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、中央制御室内及び中央制御室待避室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握が可能な設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 <p>(2) 汚染の持ち込みを防止するための設備</p> <p>a. チェンジングエリアの設置及び運用</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、原子炉建屋付属棟4階の空調機械室に身体の汚染検査、作業服の着替え等を行うための区画を設けるとともに、重大事故等対処設備（チェンジングエリアの設置及び運用）を設ける。</p>	<p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> 東二は、非常用ディーゼル発電機から給電しない。 <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> 東二は、待避室でも可搬型照明を使用する。 東二は、非常用ディーゼル発電機から給電しない。 <p>■運用の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> 東二は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を中央制御室と待避室で兼用する。したがって、それぞれの個数は、1+予備1の合計2個となる。（⇒主要機器仕様） <p>■記載内容の相違（記載方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体の汚染検査、作業服の着替え等を行うための区画の設置場所を明記

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）として、可搬型照明（SA）を使用する。また、代替電源設備として大容量空冷式発電機を使用する。</p> <p>照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設けることができるよう考慮する。可搬型照明（SA）は、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型照明（SA）（3号及び4号炉共用） ・大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>ディーゼル発電機、中央制御室遮へい、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットは、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設計方針を適用する。ただし、多様性、位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち多様性、位置的分散等の設計方針は適用しない。</p> <p>ディーゼル発電機及び大容量空冷式発電機については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>6.10.2.2.1 多様性、位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室空調装置は、多重性を持ったディーゼル発電機から給電できる設計とする。また、3号炉及び4号炉で共用することにより、号炉間において多重性を持つ設計とする。</p>	<p>重大事故等対処設備（チェン징ングエリアの設置及び運用）として可搬型照明（SA）を使用する。</p> <p>照明については、可搬型照明（SA）により確保が可能な設計とする。身体の汚染検査の結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行う区画を、身体の汚染検査を行う区画に隣接して設けることが可能なように考慮する。可搬型照明（SA）は、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置から給電が可能な設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型照明（SA） ・常設代替高圧電源装置（10.2 代替電源設備） <p>中央制御室遮蔽、中央制御室換気系空調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン、中央制御室換気系フィルタユニット、非常用ガス処理系排風機、非常用ガス再循環系排風機、原子炉建屋外側ブローアウトパネル、原子炉建屋原子炉棟及び非常用ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち多様性及び位置的分散の設計方針は適用しない。</p> <p>原子炉建屋外側ブローアウトパネル及び原子建屋原子炉棟については、「9.1 原子炉格納施設 9.1.2 重大事故等時」に示す。</p> <p>非常用ディーゼル発電機及び常設代替高圧電源装置については、「10.2 代替電源設備」に示す。</p> <p>6.10.2.2.1 多様性、位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室換気系及び原子炉建屋ガス処理系は、多重性を有する非常用ディーゼル発電機から給電が可能な設計とする。</p>	<p>■作業服の着替え「等」：除染エリア、クリーンエリア</p> <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東二は、非常用ディーゼル発電機から給電しない。 <p>■設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <p>■基準適合性の記載について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①中央制御室空調、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型照明については、先行PWRと整合 ②先行PWRにない設備（待避室、差圧計、衛星電話設備及びデータ表示装置）は、先行BWRと整合 ③その他は、東二の他条文及び類型化と整合 <p>■記載表現の相違（実質的な相違なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用語の統一「多様性を持った⇒多様

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン及び可搬型照明（SA）は、ディーゼル発電機に対して多様性を持った大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>6.10.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室空調装置による居住性の確保に使用する中央制御室遮へいは、原子炉補助建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。中央制御室空調装置による居住性の確保のために使用する中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>中央制御室換気系空気調和機ファン及び中央制御室換気系フィルタ系ファン、原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機、ブローアウトパネル閉止装置並びに可搬型照明（SA）は、非常用ディーゼル発電機に対して多様性を有する常設代替交流電源設備の常設代替高圧電源装置から給電が可能な設計とする。</p> <p>電源設備の多様性及び位置的分散については、「10.2 代替電源設」に示す。</p> <p>6.10.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室換気系及び原子炉建屋ガス処理系等による居住性の確保並びに中央制御室待避室による居住性の確保に使用する中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、原子炉建屋付属棟と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等のおそれはなく、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。中央制御室遮蔽は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>中央制御室換気系による居住性の確保に使用する中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン及び中央制御室換気系フィルタユニット並びに原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保に使用する原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>性を有する」</p> <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> 東二は、単機プラントであり、号炉間の多重性は該当しない。 <p>■記載内容の相違</p> <p>[先行BWRとの相違]</p> <ul style="list-style-type: none"> 空気ポンペ、衛星電話設備、データ表示装置、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、防止設備ではなく、代替するDB設備がないため、多様性及び位置的分散の要求事項は該当しない。そのため記載を削除した。 先行PWRも酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を記載していない。 ただし、原子炉建屋ガス処理系及び可搬型照明は、防止設備ではないものの、空調及び照明に対する代替電源からの給電が基準要求であるため記載している。 <p>■記載表現の相違（実質的な相違なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> 遮蔽は、「倒壊等のおそれなく」と記載 遮蔽に対しては「系統構成→構成」 <p>■倒壊「等」：損壊</p> <p>■記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 東二の「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に基づき、「悪影響の防止」として系統的な影響を記載する。 地震、火災、溢水、風（台風）及び竜巻による影響は、「1.1.7.3 環境条件」にて考慮する。可搬型については、必要により落下防止、転倒防止、固縛等の

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>中央制御室の照明による居住性の確保に使用する可搬型照明（SA）は、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、可搬型照明（SA）は、設置場所において固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>中央制御室内の酸素及び二酸化炭素濃度の測定に使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>汚染の持ち込み防止に使用する可搬型照明（SA）は、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、可搬型照明（SA）は、設置場所において固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>6.10.2.2.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室（中央制御室遮へい含む）は、プラントの状況に応じた運転員の相互融通などを考慮し、居住性にも配慮した共通のスペースとしている。スペースの共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な運転管理（事故処置を含む。）をすることで安全性の向上が図れるため、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>各号炉の監視・操作盤は、共用によって悪影響を及ぼさないよう、一部の共通設備を除いて独立して設置することで、一方の号炉の監視・操作中に、他号炉のプラント監視機能が喪失しない設計とする。</p> <p>中央制御室空調装置は、重大事故等時において中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットの共用により自号炉の系統だけでなく他号炉の系統も使用することで安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>3号炉及び4号炉それぞれの中央制御室空調装置は、共用により悪影響を及ぼさないよう独立して設置する設計とする。</p>	<p>原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止に使用するブローアウトパネル閉止装置は、他の設備から独立して使用可能なことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、ブローアウトパネル閉止装置は、閉動作により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>中央制御室待避室による居住性の確保に使用する中央制御室待避室空気ポンプユニット（空気ポンプ）、差圧計、衛星電話設備（可搬型）（待避室）及びデータ表示装置（待避室）は、他の設備から独立して使用可能なことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）による居住性の確保に使用する可搬型照明（SA）は、他の設備から独立して使用可能なことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による居住性の確保に使用する酸素濃度計、二酸化炭素濃度計は、他の設備から独立して使用可能なことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>チェン징ングエリアの設置及び運用に使用する可搬型照明（SA）は、他の設備から独立して使用可能なことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>措置をとる。</p> <p>■設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行BWRの審査の過程において得られた技術的知見から、原子炉建屋外側ブローアウトパネルを閉止するための設備としてブローアウトパネル閉止装置を追加し、記載は先行BWRと整合 〔先行PWRとの相違〕 ・先行PWRでは、待避室による居住性確保のための設備がない。 〔先行BWRとの相違〕 ・先行BWRでは、衛星電話を「10.12 通信連絡設備」に示している。 ・先行BWRでは、衛星電話設備、データ表示装置が常設であるのに対し、東二では可搬型。差圧計が可搬型であるのに対し、東二では常設。 <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東二は施設内に2以上の発電用原子炉施設がないことから、対象外

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>6.10.2.2.4 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>中央制御室遮へいは、重大事故等時に、中央制御室にとどまり必要な操作を行う運転員を過度の放射線被ばくから防護する設計とする。運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に全面マスクの着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備することで、中央制御室空調装置及び中央制御室遮へいの機能と併せて、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにすることにより、中央制御室の居住性を確保できる設計とする。</p> <p>重大事故等時において中央制御室の居住性を確保するための設備として使用する中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室空調ユニットは、設計基準事故対処設備の中央制御室空調装置と兼用しており、重大事故等時に運転員を過度の放射線被ばくから防護するために中央制御室内の換気に必要なファン容量及びフィルタ容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>重大事故等時において中央制御室の居住性を確保するための設備として使用する中央制御室非常用循環フィルタユニットは、設計基準事故対処設備としてのフィルタ性能が重大事故等時に運転員を過度の放射線被ばくから防護するために必要な放射性物質の除去効率及び吸着能力に対して、十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>6.10.2.2.3 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>中央制御室換気系による居住性の確保並びに中央制御室待避室による居住性の確保として使用する中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、重大事故等時において、中央制御室又は中央制御室待避室にとどまり必要な操作を行う運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時における全面マスクの着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備することで、中央制御室換気系、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽及び中央制御室待避室空気ポンベユニット（空気ポンベ）の機能と併せて、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにすることで、中央制御室及び中央制御室待避室の居住性の確保が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等時において、中央制御室換気系による居住性の確保として使用する中央制御室換気系空気調和機ファン及び中央制御室換気系フィルタ系ファンは、設計基準事故対処設備の中央制御室換気系と兼用しており、運転員を過度の被ばくから防護するための中央制御室内の換気に必要なファン容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>重大事故等時において、中央制御室換気系による居住性の確保として使用する中央制御室換気系フィルタユニットは、設計基準事故対処設備としてのフィルタ性能が重大事故等時においても運転員を過度の被ばくから防護するために必要な放射性物質の除去効率及び吸着能力に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保として使用する原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機並びに原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止として使用するブローアウトパネル閉止装置は、重大事故等時において、運転員を過度の被ばくから防護するために必要な容量を有する設計とする。原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機は、設計基準事故対処設備としての仕様が、重大事故等時においても運転員の被ばくの低減が可能なように原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持するとともに、非常用ガス処理系排気筒を通して排気口から放出するために必要なファン容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>中央制御室待避室による居住性の確保として使用する中央制御室待避室空気ポンベユニット（空気ポンベ）は、重大事故等時において、中央制御室待避室の居住性を確保するため、中央制御室待避室を正圧化することで、中央制御室待避室に待避した運転員の窒息を防止するため及び給気ライン以外から中央制御室待避室内へ外気の流入を一定時間遮断するために必要な容量を有するものを1セット13本使用する。保有数は、1セット13本に、故障時及び保守点検による待機除外時の予備として7本を加えた合計20本を保管する。</p> <p>中央制御室待避室による居住性の確保として使用する差圧計は、中央制御室待避室の正圧化された室内と中央制御室との差圧の監視が可能な計測範囲を有する設計とする。</p> <p>中央制御室待避室による居住性の確保として使用するデータ表示装置（待避室）は、中央制御</p>	<p>■設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <p>■設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行BWRは可搬型の空調設備による対応であり、東二及び先行PWRと適合方針が異なる。 <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員の被ばくが最も厳しくなる重大事故は、フィルタベント実施時であるため、待避室の機能も併せて100mSv以下とする。 ・東二では、空調ユニットに相当する空気調和機のフィルタ機能に期待していないため、「フィルタ容量」を削除 <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行PWRにない設備であり、記載は先行BWRと整合 ・先行BWRの審査の過程において得られた技術的知見から、原子炉建屋外側ブローアウトパネルを閉止するための設備としてブローアウトパネル閉止装置を追加 <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行PWRにない設備であり、記載は先行BWRと整合

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>可搬型照明（SA）は、重大事故等時に中央制御室の制御盤での操作に必要な照度を有するものを3号炉、4号炉それぞれで3個、重大事故等時に身体サーベイ及び作業服の着替え等に必要な照度を有するものを2個使用する。保有数は、3号炉、4号炉の中央制御室用としてそれぞれで1セット3個、重大事故等時に身体サーベイ及び作業服の着替え等を行う区画用として1セット2個、保守点検は目視点検であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として2個の合計10個（3号及び4号炉共用）を保管する。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、中央制御室内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを、それぞれ1個を1セットとし、3号炉及び4号炉で1セット使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2セットの合計3セット（3号及び4号炉共用）を保管する。</p> <p>6.10.2.2.5 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>中央制御室遮へいは、コンクリート構造物として原子炉補助建屋と一体であり、建屋として重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン及び中央制御室循環ファンは原子炉補助建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットは、原子炉補助建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>室待避室に待避した運転員が原子炉施設の主要な計測装置を継続して監視するために必要なデータの伝送及び表示が可能な設計とする。データ表示装置（待避室）は、重大事故等時に必要な1個に、故障時及び保守点検による待機除外時の予備として1個を加えた合計2個を中央制御室内に保管する。</p> <p>中央制御室待避室による居住性の確保として使用する衛星電話設備（可搬型）（待避室）は、重大事故等時に正圧化した中央制御室待避室に待避した運転員が緊急時対策所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な1個に、故障時及び保守点検時の待機除外時の予備として1個を加えた合計2個を中央制御室内に保管する。</p> <p>可搬型照明（SA）による居住性の確保として使用する可搬型照明（SA）は、重大事故等時に中央制御室の操作盤での操作に必要な照度を有するものを3個及び中央制御室待避室の居住性を確保するために必要な照度を有するものを1個使用する。保有数は、中央制御室用として1セット3個、中央制御室待避室用として1セット1個、保守点検は目視点検であり保守点検中でも使用が可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時の予備として1個の合計5個を中央制御室内に保管する。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による居住性の確保として使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、中央制御室及び中央制御室待避室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲内にあることの測定が可能なもの、それぞれ1個を1セットとし、1セット使用する。保有数は、重大事故等時に必要な1セットに加え、故障時及び保守点検による待機除外時の予備として1セットを加えた合計2セットを中央制御室内に保管する。</p> <p>チェン징エリアの設置及び運用として使用する可搬型照明（SA）は、重大事故等時に身体汚染検査及び作業服の着替え等に必要な照度を有するものを3個使用する。保有数は、保守点検は目視点検であり保守点検中でも使用が可能であるため、保守点検用は考慮せずに、重大事故等時に身体汚染検査及び作業服の着替え等を行う区画用として1セット3個、故障時の予備として1個の合計4個を空調機械室内に保管する。</p> <p>6.10.2.2.4 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、コンクリート構造物として原子炉建屋付属棟と一体であり、建屋として重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>中央制御室換気系空気調和機ファン及び中央制御室換気系フィルタ系ファンは、原子炉建屋付属棟内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、中央制御室換気系空気調和機ファン及び中央制御室換気系フィルタ系ファンは、中央制御室から操作が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室換気系フィルタユニットは、原子炉建屋付属棟内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行PWRにない設備の記載は、先行BWRと整合させているが、先行BWRと東二では扱いが異なる。 ・データ表示装置：可搬型⇒常設 ・衛星電話設備：常設⇒可搬型 ・衛星電話設備の記載は、先行BWRの62条と整合 <p>■設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「6.10.2.2(1) d.」及び他条文（61条）と整合 <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違による台数の相違 <p>■記載内容の相違（記載方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東二は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を中央制御室及び中央制御室待避室で使用するため、保管場所を明確化 <p>■設備名称の相違（実質的な相違なし）</p>

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>駆動源（空気）が喪失した場合、又は直流電源が喪失した場合には、空気作動ダンパの操作は、原子炉補助建屋内の設置場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、原子炉補助建屋内に保管するとともに、中央制御室及び原子炉補助建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。中央制御室並びに身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画で操作可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、中央制御室内で保管及び使用し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室（計測場所）で可能な設計とする。</p> <p>6.10.2.2.6 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p>	<p>原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機は、中央制御室から操作が可能な設計とする。</p> <p>ブローアウトパネル閉止装置は、原子炉建屋原子炉棟の壁面（屋外）に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>中央制御室待避室空気ポンプユニット（空気ポンプ）は、原子炉建屋付属棟内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>差圧計は、中央制御室待避室に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>衛星電話設備（可搬型）（待避室）及びデータ表示装置（待避室）は、中央制御室に保管するとともに、中央制御室待避室で使用し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、中央制御室内及び空調機械室内に保管するとともに、中央制御室、中央制御室待避室及び空調機械室に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、可搬型照明（SA）は、中央制御室、中央制御室待避室及び空調機械室で操作が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、中央制御室内で保管するとともに、中央制御室及び中央制御室待避室で使用し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、中央制御室（計測場所）及び中央制御室待避室（計測場所）で操作が可能な設計とする。</p> <p>6.10.2.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、原子炉建屋付属棟と一体構造とし、重大事故等時において、操作を必要とせず直ちに使用が可能な設計とする。</p>	<p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> 東二のAO弁は、フェイルオープンであり、現場での人力操作は発生しないため、先行PWRのようなダンパに関する記載はない。 （「6.10.2.2.5 操作性の確保」に記載） <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> 先行BWRの審査の過程において得られた技術的知見から、原子炉建屋外側ブローアウトパネルを閉止するための設備としてブローアウトパネル閉止装置を追加し、記載は先行BWRと整合 <p>■先行BWRと記載の整合</p>

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットを使用した中央制御室空調装置による居住性の確保を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。運転モード切替は、中央制御室換気系隔離信号による自動作動のほか、中央制御室での操作スイッチによる手動切替操作も可能な設計とする。また、運転モード切替に使用する空気作動ダンパは、駆動源（空気）が喪失した場合、又は直流電源が喪失した場合にも一般的に使用される工具を用いて現場にて人力で開操作が可能な構造とする。</p> <p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン及び中央制御室循環ファンは、中央制御室の制御盤の操作スイッチでの操作が可能な設計とする。</p>	<p>中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン及び中央制御室換気系フィルタユニットを使用した中央制御室換気系による居住性の確保を行う系統は、重大事故等時においても設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。運転モード切替は、中央制御室換気系隔離信号による自動作動のほか、中央制御室でのスイッチによる手動切替操作も可能な設計とする。また、運転モード切替に使用する空気作動ダンパは、駆動源（空気）が喪失した場合又は電源が喪失した場合に開となり、現場での人力による操作が不要な構造とする。</p> <p>中央制御室換気系空気調和機ファン及び中央制御室換気系フィルタ系ファンは、中央制御室の操作盤のスイッチでの操作が可能な設計とする。</p> <p>原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機を使用した原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保を行う系統は、重大事故等時においても設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。原子炉建屋ガス処理系の起動は、原子炉建屋隔離信号により自動起動するほか、中央制御室でのスイッチによる手動起動操作も可能な設計とする。原子炉建屋ガス処理系の起動に使用する空気作動ダンパは、駆動源（空気）が喪失した場合又は電源が喪失した場合に開となり、現場での人力による操作が不要な構造とする。</p> <p>ブローアウトパネル閉止装置は、中央制御室の操作盤のスイッチでの操作が可能な設計とする。また、ブローアウトパネル閉止装置は、電源供給ができない場合においても、現場で人力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室待避室空気ポンプユニット（空気ポンベ）、差圧計、衛星電話設備（可搬型）（待避室）、データ表示装置（待避室）及び可搬型照明（SA）は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、通常待機時に使用する設備ではなく、重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用が可能な設計とする。</p>	<p>■設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行PWRは中央制御室の既設空調をSAとしており、東二も同じ。 ・先行BWRは可搬型空調設備による対応であり、設計方針が異なる。 <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東二の中央制御室換気系のAO弁は、フェイルオープンであり、現場での人力操作は発生しない。 ・東二の給排気隔離弁は、MO弁であるが、非常用ディーゼル発電機に加えて、常設代替高圧電源装置から給電が可能な設計とする。 ・先行BWRは可搬型空調設備による対応であり、設備が異なるため、先行PWRの記載と整合 <p>■記載内容の相違（記載方針の相違）</p> <p>[先行BWRとの相違]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋ガス処理系の自動起動に関する記載を追加 ・中央制御室換気系の記載に合わせてAO弁の記載を追加 <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行BWRの審査の過程において得られた技術的知見から、原子炉建屋外側ブローアウトパネルを閉止するための設備としてブローアウトパネル閉止装置を追加 <p>■設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行PWRにない設備であり、記載は先行BWRと整合 ・酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用しているため、記載を適正化した。（先行BWRと整合）

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>可搬型照明（SA）、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。また、汎用品を用いる等、付属の操作スイッチにより容易かつ確実に設置場所で操作ができる設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、人力により運搬ができる設計とする。可搬型照明（SA）は、設置場所において固定できる設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）の電源ケーブルの接続はコネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。接続口は、3号炉及び4号炉とも同一規格の設計とする。</p> <p>6.10.2.3 主要設備及び仕様 中央制御室の主要設備及び仕様を第6.10.2表及び第6.10.3表に示す。</p> <p>6.10.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。 中央制御室空調装置による居住性の確保に使用する中央制御室遮へいは、主要部分の断面寸法が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室空調装置による居住性の確保に使用する中央制御室（気密性）、中央制御室非常用循</p>	<p>中央制御室待避室空気ポンプユニット（空気ポンベ）は、重大事故等時において、中央制御室内での手動弁操作により、通常待機時の隔離された状態から速やかに使用開始が可能な設計とする。</p> <p>差圧計は、中央制御室待避室に設置し、重大事故等時において、操作を必要とせず直ちに使用が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（可搬型）（待避室）は、汎用の接続コネクタを用いて接続することで、容易かつ確実に使用が可能な設計とする。</p> <p>データ表示装置（待避室）は、汎用の電源ケーブル及びネットワークケーブルを用いて接続することにより、容易かつ確実に接続し、原子炉施設の主要な計測装置を継続して監視が可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）の電源ケーブルの接続は、コンセントによる接続とし、接続規格を統一することで、確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、付属のスイッチにより設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（可搬型）（待避室）、データ表示装置（待避室）、可搬型照明（SA）、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、人力により運搬が可能な設計とする。</p> <p>6.10.2.3 主要設備及び仕様 中央制御室の主要設備及び仕様を第6.10-2表及び第6.10-3表に示す。</p> <p>6.10.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。 中央制御室換気系による居住性の確保並びに中央制御室待避室による居住性の確保に使用する中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室換気系による居住性の確保に使用する中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制</p>	<p>■記載の適正化 ・中央制御室待避室空気ポンプユニットは、空気の隔離弁を開けるだけで待避室の加圧が開始する系統構成となっており、系統切替は不要</p> <p>■設備の相違（設計方針の相違） ・差圧計は、先行BWRは可搬型であるが、東二は常設とする。</p> <p>■記載の相違 ・スイッチ操作により操作性を確保することとし、「汎用品」であることとの記載を削除（先行BWRと整合）</p> <p>■先行BWRとの相違 ・東二の可搬型設備は、中央制御室に保管し中央制御室又は中央制御室待避室で使用する、若しくは空調機械室に保管し空調機械室で使用するため、アクセスルートの記載は不要</p> <p>■地震、火災、溢水、風(台風)及び竜巻による影響は、「1.1.7.3 環境条件」にて考慮する。可搬型については、必要により落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる。</p> <p>■記載の整合 ・先行PWR、東二の類型化分類、他条文と記載を整合</p> <p>■運用の相違（設計方針の相違） ・断面寸法は、外観確認で異常がなければ変化しないと考えられる。</p> <p>■設備名称の相違（実質的な相違なし）</p>

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットは、非常用ラインにて機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン及び中央制御室循環ファンは、分解が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットは、差圧確認が可能な設計とする。また、内部の確認が可能なように、点検口を設ける設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環フィルタユニットは、性能の確認が可能なようフィルタを取り出すことができる設計とする。</p> <p>中央制御室の照明による居住性の確保及び汚染の持ち込み防止に使用する可搬型照明（SA）は、点灯させることにより機能・性能の確認ができる設計とする。</p> <p>中央制御室内の酸素及び二酸化炭素濃度の測定に使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、機能・性能の確認（特性の確認）が可能なように、標準器等による校正ができる設計とする。</p>	<p>御室換気系フィルタ系ファン及び中央制御室換気系フィルタユニットは、原子炉の運転中又は停止中に閉回路循環ラインによる機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室換気系による居住性の確保に使用する中央制御室換気系空気調和機ファン及び中央制御室換気系フィルタ系ファンは、原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室換気系による居住性の確保に使用する中央制御室換気系フィルタユニットは、原子炉の運転中又は停止中に差圧確認が可能な設計とする。また、中央制御室換気系フィルタユニットは、原子炉の停止中に内部確認を行えるように、点検口を設ける設計とし、性能の確認を行えるように、フィルタを取り出すことが可能な設計とする。</p> <p>原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保に使用する原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機は、原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保に使用する原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機は、原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止に使用するブローアウトパネル閉止装置は、原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。また、ブローアウトパネル閉止装置は、原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室待避室による居住性の確保に使用する衛星電話設備（可搬型）（待避室）及びデータ表示装置（待避室）は、原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室待避室による居住性の確保に使用する中央制御室待避室空気ポンベユニット（空気ポンベ）は、原子炉の運転中又は停止中に規定圧力及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室待避室による居住性の確保に使用する差圧計は、原子炉の運転中又は停止中に模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び標準器等による校正が可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）による居住性の確保及びチェンジングエリアの設置及び運用に使用する可搬型照明（SA）は、原子炉の運転中又は停止中に点灯させることで、機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による居住性の確保に使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び標準器等による校正が可能な設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行BWRの審査の過程において得られた技術的知見から、原子炉建屋外側ブローアウトパネルを閉止するための設備としてブローアウトパネル閉止装置を追加し、記載は先行BWRと整合 <p>■運用の相違（設計方針の相違）</p> <p>[先行BWRとの相違]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待避室は、原子炉停止中に、交換する空気ポンベを使って正圧化の試験が可能 <p>■標準器「等」：仮設圧力計</p> <p>■標準器「等」：校正用基準ガス（酸素、二酸化炭素）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>第6.10.2表 中央制御室（重大事故等時）（常設）の設備仕様</p> <p>(1) 中央制御室遮へい（3号及び4号炉共用） 1式 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（通常運転時等） ・中央制御室（重大事故等時） ・遮へい設備</p> <p>(2) 中央制御室非常用循環ファン（3号及び4号炉共用、既設） 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（通常運転時等） ・中央制御室（重大事故等時） ・中央制御室空調装置（通常運転時等） ・中央制御室空調装置（重大事故等時） 台数 4 容量 約110m³/min（1台当たり）</p> <p>(3) 中央制御室空調ファン（3号及び4号炉共用、既設） 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（通常運転時等） ・中央制御室（重大事故等時） ・中央制御室空調装置（通常運転時等） ・中央制御室空調装置（重大事故等時） 台数 4 容量 約500m³/min（1台当たり）</p>	<p>第6.10-2表 中央制御室（重大事故等時）（常設）の設備仕様</p> <p>(1) 中央制御室遮蔽 一式 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（通常運転時等） ・中央制御室（重大事故等時） ・遮蔽設備 材料 鉄筋コンクリート 遮蔽厚 □以上</p> <p>(2) 中央制御室換気系 a. 中央制御室換気系空気調和機ファン 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（通常運転時等） ・中央制御室（重大事故等時） ・中央制御室換気系（通常運転時等） ・中央制御室換気系（重大事故等時） 個数 2（うち1は予備） 容量 約42,500m³/h/個</p> <p>b. 中央制御室換気系フィルタ系ファン 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（通常運転時等） ・中央制御室（重大事故等時） ・中央制御室換気系（通常運転時等） ・中央制御室換気系（重大事故等時） 個数 2（うち1は予備） 容量 約5,100m³/h/個</p>	

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>(4) 中央制御室循環ファン（3号及び4号炉共用、既設） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室（通常運転時等） 中央制御室（重大事故等時） 中央制御室空調装置（通常運転時等） 中央制御室空調装置（重大事故等時） <p>台数 4 容量 約500m³/min（1台当たり）</p>		
<p>(5) 中央制御室非常用循環フィルタユニット（3号及び4号炉共用、既設） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室（通常運転時等） 中央制御室（重大事故等時） 中央制御室空調装置（通常運転時等） 中央制御室空調装置（重大事故等時） <p>型式 電気加熱コイル、微粒子フィルタ及びよう素フィルタ内蔵型 基数 2 容量 約110m³/min（1基当たり） よう素除去効率 95%以上 粒子除去効率 99%以上（0.7μm粒子）</p>	<p>c. 中央制御室換気系フィルタユニット 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室（通常運転時等） 中央制御室（重大事故等時） 中央制御室換気系（通常運転時等） 中央制御室換気系（重大事故等時） <p>型式 高性能粒子フィルタ及びチャコールフィルタ内蔵型 個数 2（うち1は予備） 粒子除去効率 99.97%以上（直径0.5μm以上の粒子） よう素除去効率（総合除去効率） 97%以上</p>	
<p>(6) 中央制御室空調ユニット（3号及び4号炉共用、既設） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室（通常運転時等） 中央制御室（重大事故等時） 中央制御室空調装置（通常運転時等） 中央制御室空調装置（重大事故等時） <p>型式 粗フィルタ及び冷水冷却コイル内蔵型 基数 4 容量 約500m³/min（1基当たり）</p>		
	<p>(3) 原子炉建屋ガス処理系 a. 非常用ガス処理系排風機 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室（重大事故等時） 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 	

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
	<p>・原子建屋ガス処理系 個 数 2 (うち1は予備) 容 量 約3,570m³/h/個 (原子炉建屋原子炉棟内空気を1日に1回換気が可能な量)</p> <p>b. 非常用ガス再循環系排風機 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（重大事故等時） ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・原子建屋ガス処理系 個 数 2 (うち1は予備) 容 量 約17,000m³/h/個</p> <p>(4) ブローアウトパネル閉止装置 個 数 10</p> <p>(5) 中央制御室待避室遮蔽 一式 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（重大事故等時） ・遮蔽設備 材 料 鉄筋コンクリート 遮 蔽 厚 □以上</p> <p>(6) 差 圧 計 個 数 1 測定範囲 0～60Pa [gage]</p>	<p>■設備の相違（設計方針の相違） ・先行BWRの審査の過程において得られた技術的知見から、原子炉建屋外側ブローアウトパネルを閉止するための設備としてブローアウトパネル閉止装置を追加</p> <p>■設備の相違（設計方針の相違） [先行BWRとの相違] ・先行BWRの差圧計は、可搬型</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>第6.10.3表 中央制御室（重大事故等時）（可搬型）の設備仕様</p> <p>(1) 可搬型照明（SA）（3号及び4号炉共用） 個 数 8（予備2）</p> <p>(2) 酸素濃度計（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（通常運転時等） ・中央制御室（重大事故等時） 個 数 1（予備2） 測定範囲 0～100%</p> <p>(3) 二酸化炭素濃度計（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（通常運転時等） ・中央制御室（重大事故等時） 個 数 1（予備2）</p>	<p>第6.10-3表 中央制御室（重大事故等時）（可搬型）の設備仕様</p> <p>(1) 中央制御室待避室空気ポンプユニット（空気ポンプ） 個 数 13（予備7） 容 量 約47L/個</p> <p>(2) 衛星電話設備（可搬型）（待避室） 個 数 1（予備1） 使用回線 衛星系回線</p> <p>(3) データ表示装置（待避室） 個 数 1</p> <p>(4) 可搬型照明（SA） 種 類 蓄電池内蔵型照明 個 数 7（予備2）</p> <p>(5) 酸素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（通常運転時等） ・中央制御室（重大事故等時） 個 数 1（予備1） 測定範囲 0.0～40.0vol%</p> <p>(6) 二酸化炭素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（通常運転時等） ・中央制御室（重大事故等時） 個 数 1（予備1）</p>	<p>■設備の相違（設計方針の相違） [先行BWRとの相違] ・先行BWRの衛星電話は、常設 ・先行BWRは、無線あり</p> <p>■設備の相違（設計方針の相違） [先行BWRとの相違] ・先行BWRのデータ表示装置は、常設</p> <p>■運用の相違（設計方針の相違） ・酸素濃度計は、18vol%を十分に満足する範囲の検知が可能なものとし、精度は±0.1vol%を有するものとする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3/4号炉	東海第二発電所	備考
<p>測定範囲 0～2%</p> <p>第 6.10.1 図 中央制御室（重大事故等時） 概略系統図（1） （中央制御室空調装置による居住性の確保、中央制御室の照明による居住性の確保、中央制御室内の酸素及び二酸化炭素濃度の測定、汚染の持ち込み防止）</p>	<p>測定範囲 0.0～5.0vol%</p> <p>第 6.10-1 図 中央制御室（重大事故等時） 系統概要図（1） （中央制御室換気系による居住性の確保、可搬型照明（SA）による居住性の確保、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による居住性の確保）</p>	<p>■ 運用の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素濃度計は、0.5vol%を十分に満足する範囲の検知が可能なものとし、精度は±3.0%F.S.を有するものとする。 <p>■ 記載表現の相違（実質的な相違なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術的能力と手順の名称を整合

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

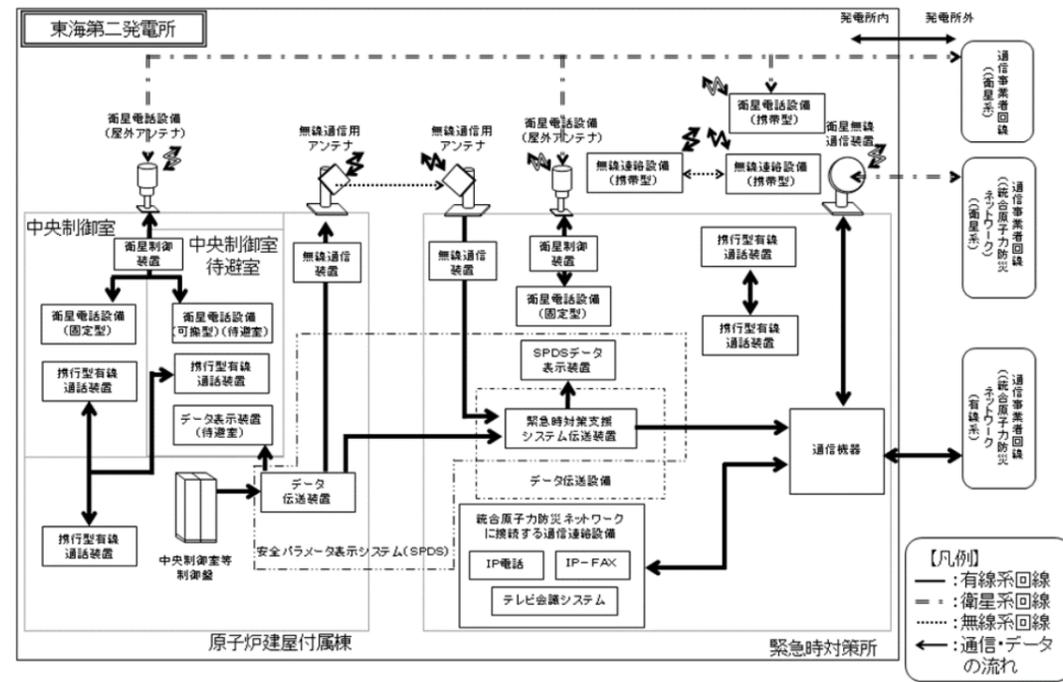
玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
	<p style="text-align: center;">第 6.10-2 図 中央制御室（重大事故等時） 系統概要図（2） （原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保）</p>	<p>■設備の相違（設計方針の相違） ・技術的能力と手順の名称を整合</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
	<p>第 6.10-3 図 中央制御室（重大事故等時） 系統概要図（3） （中央制御室待避室による居住性の確保）</p>	<p>■設備の相違（設計方針の相違） ・技術的能力と手順の名称を整合</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
----------------	---------	----



第 6.10-4 図 中央制御室（重大事故等時） 系統概要図（4）
 （中央制御室待避室による居住性の確保）

■設備の相違（設計方針の相違）
 ・技術的能力と手順の名称を整合

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>8.2 換気空調設備</p> <p>8.2.1.4 主要設備</p> <p>(2) 補助建屋換気空調設備</p> <p>e. 中央制御室空調装置（3号及び4号炉共用、既設）</p> <p>(b) 重大事故等時</p> <p>i. 設計方針</p> <p>重大事故等時において、中央制御室空調装置は、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環方式とし、運転員を過度の放射線被ばくから防護する設計とする。</p> <p>運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に全面マスクの着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備することで、中央制御室遮へいの機能と併せて、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにすることにより、中央制御室の居住性を確保できる設計とする。</p> <p>外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン及び中央制御室循環ファンは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である補助建屋換気空調設備のうち中央制御室空調装置の中央制御室空調ユニット及び非常用電源設備のディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>ディーゼル発電機、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットは、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設計方針を適用する。ただし、多様性、位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち多様性、位置的分散等の設計</p>	<p>8.2 換気空調設備</p> <p>8.2.4 主要設備</p> <p>(2) 中央制御室換気系</p> <p>b. 重大事故等時</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、中央制御室に運転員がとどまるために必要な換気空調設備として中央制御室換気系を設ける。</p> <p>中央制御室換気系については、「6.10 制御室」に示す。</p> <p>(3) 中央制御室待避室空気ポンベユニット（空気ポンベ）</p> <p>炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出される放射性雲による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室待避室を正圧化し、放射性物質の中央制御室待避室への流入を一定時間完全に防ぐために必要な換気空調設備として中央制御室待避室空気ポンベユニット（空気ポンベ）を設ける。</p> <p>中央制御室待避室空気ポンベユニット（空気ポンベ）については、「6.10 制御室」に示す。</p>	<p>■記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6.10に含まれる設備のため、「6.10 制御室」を読み込む記載としている。(先行BWRと整合) <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6.10に含まれる設備のため、「6.10 制御室」を読み込む記載としている。(先行BWRと整合)

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>方針は適用しない。</p> <p>ディーゼル発電機及び大容量空冷式発電機については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>(i) 多様性、位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室空調装置は、多重性を持ったディーゼル発電機から給電できる設計とする。また、3号炉及び4号炉で共用することにより、号炉間において多重性を持つ設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン及び中央制御室循環ファンは、ディーゼル発電機に対して多様性を持った大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>(ii) 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室空調装置による居住性の確保のために使用する中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(iii) 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室空調装置は、重大事故等時において中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットの共用により自号炉の系統だけでなく他号炉の系統も使用することで安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>3号炉及び4号炉それぞれの中央制御室空調装置は、共用により悪影響を及ぼさないよう独立して設置する設計とする。</p> <p>(iv) 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>重大事故等時において中央制御室の居住性を確保するための設備として使用する中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室空調ユニットは、設計基準事故対処設備の中央制御室空調装置と兼用してお</p>		

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>り、重大事故等時に運転員を過度の放射線被ばくから防護するために中央制御室内の換気に必要なファン容量及びフィルタ容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>重大事故等時において中央制御室の居住性を確保するための設備として使用する中央制御室非常用循環フィルタユニットは、設計基準事故対処設備としてのフィルタ性能が重大事故等時に運転員を過度の放射線被ばくから防護するために必要な放射性物質の除去効率及び吸着能力に対して、十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>(v) 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン及び中央制御室循環ファンは原子炉補助建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットは、原子炉補助建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>駆動源（空気）が喪失した場合、又は直流電源が喪失した場合には、空気作動ダンパの操作は、原子炉補助建屋内の設置場所で可能な設計とする。</p> <p>(vi) 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットを使用した中央制御室空調装置による居住性の確保を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。運転モード切替は、中央制御室換気系隔離信号による自動作動のほか、中央制御室での操作スイッチによる手動切替操作も可能な設計とする。また、運転モード切替に使用する空気作動ダンパは、駆動源(空気)が喪失した場合、又は直流電源が喪失した場合にも一般的に使用される工具を用いて現場にて人力で開操作が可能な構造とする。</p> <p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン及び中央制御室循環ファンは、中央制御室の制御盤の操作スイッチでの操作が可能な設計とする。</p> <p>ii. 主要設備及び仕様</p> <p>中央制御室空調装置の主要設備及び仕様を第8.2.6表に示す。</p>		

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>iii. 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>中央制御室空調装置による居住性の確保に使用する中央制御室（気密性）、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットは、非常用ラインにて機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン及び中央制御室循環ファンは、分解が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットは、差圧確認が可能な設計とする。また、内部の確認が可能なように、点検口を設ける設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環フィルタユニットは、性能の確認が可能なようフィルタを取り出すことができる設計とする。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考												
<p>第8.2.6表 中央制御室空調装置（重大事故等時）（常設）の設備仕様</p> <p>(1) 中央制御室非常用循環ファン（3号及び4号炉共用、既設） 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（通常運転時等） ・中央制御室（重大事故等時） ・中央制御室空調装置（通常運転時等） ・中央制御室空調装置（重大事故等時）</p> <table border="0"> <tr> <td>台数</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約110m³/min（1台当たり）</td> </tr> </table> <p>(2) 中央制御室空調ファン（3号及び4号炉共用、既設） 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（通常運転時等） ・中央制御室（重大事故等時） ・中央制御室空調装置（通常運転時等） ・中央制御室空調装置（重大事故等時）</p> <table border="0"> <tr> <td>台数</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約500m³/min（1台当たり）</td> </tr> </table> <p>(3) 中央制御室循環ファン（3号及び4号炉共用、既設） 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（通常運転時等） ・中央制御室（重大事故等時） ・中央制御室空調装置（通常運転時等） ・中央制御室空調装置（重大事故等時）</p> <table border="0"> <tr> <td>台数</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約500m³/min（1台当たり）</td> </tr> </table>	台数	4	容量	約110m ³ /min（1台当たり）	台数	4	容量	約500m ³ /min（1台当たり）	台数	4	容量	約500m ³ /min（1台当たり）	<p>第8.2-1表 換気空調設備（常設）の主要機器仕様</p> <p>(1) 中央制御室換気系 a. 中央制御室換気系空気調和機ファン 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（通常運転時等） ・中央制御室（重大事故等時） ・中央制御室換気系（通常運転時等） ・中央制御室換気系（重大事故等時）</p> <p>設備仕様については、「第6.10-2表 中央制御室（重大事故等時）（常設）の設備仕様」に示す。</p> <p>b. 中央制御室換気系フィルタ系ファン 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（通常運転時等） ・中央制御室（重大事故等時） ・中央制御室換気系（通常運転時等） ・中央制御室換気系（重大事故等時）</p> <p>設備仕様については、「第6.10-2表 中央制御室（重大事故等時）（常設）の設備仕様」に示す。</p>	
台数	4													
容量	約110m ³ /min（1台当たり）													
台数	4													
容量	約500m ³ /min（1台当たり）													
台数	4													
容量	約500m ³ /min（1台当たり）													

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考																
<p>(4) 中央制御室非常用循環フィルタユニット（3号及び4号炉共用、既設） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室（通常運転時等） ・中央制御室（重大事故等時） ・中央制御室空調装置（通常運転時等） ・中央制御室空調装置（重大事故等時） <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">型 式</td> <td>電気加熱コイル、微粒子フィルタ及びよう素フィルタ内蔵型</td> </tr> <tr> <td>基 数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約110m³/min（1基当たり）</td> </tr> <tr> <td>よう素除去効率</td> <td>95%以上</td> </tr> <tr> <td>粒子除去効率</td> <td>99%以上（0.7μm粒子）</td> </tr> </table> <p>(5) 中央制御室空調ユニット（3号及び4号炉共用、既設） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室（通常運転時等） ・中央制御室（重大事故等時） ・中央制御室空調装置（通常運転時等） ・中央制御室空調装置（重大事故等時） <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">型 式</td> <td>粗フィルタ及び冷水冷却コイル内蔵型</td> </tr> <tr> <td>基 数</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約500m³/min（1基当たり）</td> </tr> </table>	型 式	電気加熱コイル、微粒子フィルタ及びよう素フィルタ内蔵型	基 数	2	容 量	約110m ³ /min（1基当たり）	よう素除去効率	95%以上	粒子除去効率	99%以上（0.7μm粒子）	型 式	粗フィルタ及び冷水冷却コイル内蔵型	基 数	4	容 量	約500m ³ /min（1基当たり）	<p>c. 中央制御室換気系フィルタユニット 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室（通常運転時等） ・中央制御室（重大事故等時） ・中央制御室換気系（通常運転時等） ・中央制御室換気系（重大事故等時） <p>設備仕様については、「第6.10-2表 中央制御室（重大事故等時）（常設）の設備仕様」 に示す。</p> <p>(2) 中央制御室待避室空気ポンベユニット（空気ポンベ） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室（重大事故等時） <p>設備仕様については、「第6.10-3表 中央制御室（重大事故等時）（可搬型）の設備仕様」 に示す。</p>	
型 式	電気加熱コイル、微粒子フィルタ及びよう素フィルタ内蔵型																	
基 数	2																	
容 量	約110m ³ /min（1基当たり）																	
よう素除去効率	95%以上																	
粒子除去効率	99%以上（0.7μm粒子）																	
型 式	粗フィルタ及び冷水冷却コイル内蔵型																	
基 数	4																	
容 量	約500m ³ /min（1基当たり）																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>8.3 遮へい設備</p> <p>8.3.3 主要設備</p> <p>(6) 中央制御室遮へい（3号及び4号炉共用）</p> <p>b. 重大事故等時</p> <p>(a) 設計方針</p> <p>中央制御室遮へいは、重大事故等時に、中央制御室にとどまり必要な操作を行う運転員を過度の放射線被ばくから防護する設計とする。運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に全面マスクの着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備することで、中央制御室空調装置の機能と併せて、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにすることにより、中央制御室の居住性を確保できる設計とする。</p> <p>i. 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室空調装置による居住性の確保に使用する中央制御室遮へいは、原子炉補助建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>ii. 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室（中央制御室遮へい含む）は、プラントの状況に応じた運転員の相互融通などを考慮し、居住性にも配慮した共通のスペースとしている。スペースの共用によ</p>	<p>8.3 遮蔽設備</p> <p>8.3.4 主要設備</p> <p>8.3.4.5 中央制御室遮蔽</p> <p>(2) 重大事故等時</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、中央制御室に運転員がとどまるために必要な遮蔽設備として中央制御室遮蔽を設ける。</p> <p>中央制御室遮蔽については、「6.10 制御室」に示す。</p> <p>8.3.4.6 中央制御室待避室遮蔽</p> <p>炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出される放射性雲による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待避室を設ける。中央制御室待避室には、遮蔽設備として中央制御室待避室遮蔽を設ける。</p> <p>中央制御室待避室遮蔽については、「6.10 制御室」に示す。</p>	<p>■記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 6.10に含まれる設備のため、「6.10 制御室」を読み込む記載としている。（先行BWRと整合） <p>■設備の相違（設計方針の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> 6.10に含まれる設備のため、「6.10 制御室」を読み込む記載としている。（先行BWRと整合）

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>り、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な運転管理（事故処置を含む。）をすることで安全性の向上が図れるため、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>iii. 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。 中央制御室遮へいは、重大事故等時に、中央制御室にとどまり必要な操作を行う運転員を過度の放射線被ばくから防護する設計とする。運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に全面マスクの着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備することで、中央制御室空調装置及び中央制御室遮へいの機能と併せて、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにすることにより、中央制御室の居住性を確保できる設計とする。</p> <p>iv. 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。 中央制御室遮へいは、コンクリート構造物として原子炉補助建屋と一体であり、建屋として重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>v. 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。 中央制御室空調装置による居住性の確保に使用する中央制御室遮へいは、主要部分の断面寸法が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違等（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
	<p style="text-align: center;">第8.3-1表 遮蔽設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 中央制御室遮蔽 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（通常運転時等） ・中央制御室（重大事故等時） ・遮蔽設備 設備仕様については、「第6.10-2表 中央制御室（重大事故等時）（常設）の設備仕様」に示す。</p> <p>(2) 中央制御室待避室遮蔽 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（重大事故等時） ・遮蔽設備 設備仕様については、「第6.10-2表 中央制御室（重大事故等時）（常設）の設備仕様」に示す。</p>	